

令和8年 第8回 新富町農業委員会会議録

(令和8年7月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 8 年 第 8 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 8 年 7 月 2 8 日 (火)					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 8 年 7 月 2 8 日 午後 1 時 5 0 分 議長 閉会 令和 8 年 7 月 2 8 日 午後 2 時 0 8 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	猪俣 忠	×
	2 番	山口 弘安	○	10 番	中山 真一	○
	3 番	藤井 貞敏	○	11 番	仲原 亨	○
	4 番	鳥原 真心	×	12 番	井上 喜仁	○
	5 番	井崎 誠	×	13 番	倉永 英生	○
	6 番	鬼塚 眞理子	○	14 番	新惠 浩二	○
	7 番	芳野 京子	○	15 番	長友 嘉美	×
	8 番	前田 章男	○	16 番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員		6 番 鬼塚 眞理子委員 7 番 芳野 京子委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	事務局長	宮本 信一	○			
	局長補佐兼係長	嶋末 剛	○			
	主任主事	河野 晃大	○			
	会計年度任用職員	木村 友香	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について
- (4) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第46号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について

議案第47号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権記載内容の変更）
について

議案第48号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権設定）について

議長 ただ今から、令和8年第8回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員6名、農地利用最適化推進委員6名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 6月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。ほかに報告事項があれば事務局からの説明をお願いします。

事務局 （報告事項を報告）

議長 この件について質問等はないですか。

議長 それでは質問もないようですので、この件については終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、6番 鬼塚真理子委員、7番 芳野京子 委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 それでは、議事に入ります。
日程第3 議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。
譲受人は町内にて9,474 m²を耕作されている■■■■さん、譲渡人が

■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■■■の田で 185 m²です。所有権移転の経営規模拡大で、10a 当たり■■■■円で対価額が■■円となっております。なお、取得後は飼料稲を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、飼料稲が作付けされており、耕作に問題のない土地でした。説明は以上でございます。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

藤井 ありません。

議長 次に、その 2 について現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

議長 それでは、その 2 についてご説明いたします。

この案件は、譲渡人が破産手続きに入ったことによりまず破産管財人の清算手続きの売買になります。譲受人は認定農家の合同会社■■■■■■■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字上富田字■■■■■■他 2 筆の田で、筆の半分以上ハウスが立地しています。3 筆合計で 3,017 m²です。所有権移転の経営規模拡大で、10a あたり■■■■円で対価額は■■■円となっております。なお、取得後は既設のハウス部分を水稻の苗床で利用し、それ以外の部分に人参を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、管理されており耕作に問題のない土地でした。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

倉永 ないです。

議長 ただ今、議案第 44 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 44 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 44 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。

現地調査資料の 1 ページをご覧ください。譲受人は■■■■■■■、譲渡人は■■■■■さんです。申請地は富田西二丁目■番地ほか 4 筆の 5 筆合計 1,509 ㎡、登記現況地目は田となります。なお、隣接の宅地を取得し、全体計画面積は 2,278.01 ㎡となります。場所については、新富町役場から南に■■■m ほど進んだ土地になります。（航空写真で位置を説明）申請内容は店舗用地になります。2 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は都市計画区域内の準工業地域に指定されているため、第 3 種農地と判断し、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員の説明をお願いします。

議長 13 番 倉永英生 委員

倉永 13 番倉永が現地調査の報告をいたします。現地については、先ほど事務局から説明があったとおりであります。10 号線に隣接しており、第 3 種農地ということもありまして、何ら問題ないということで判断しました。以上です。

議長 ただ今、議案第 45 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 45 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 45 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 46 号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

14 番 新惠浩二委員

新惠 14 番新惠が所有権移転について説明いたします。場所は、新田■■■■■■■■の畑ほか 4 筆、5 筆合計 14,461 m²です。譲渡人は、大字新田■■■■番地の■■■■■■さん、譲受人は、三財原の■■■■■■■■さんです。10a あたり■■■■円の対価額は■■■■■■■■円です。鬼塚委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その 2 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

3 番 藤井貞敏委員

藤井 3 番藤井が所有権移転について説明いたします。譲渡人が大字新田■■番地■■の■■■■■■さん、買受申出者が■■■■■■さんになります。土地は、上田島字■■■■■■■■と■■■■■■■■の 2 筆で 6,483 m²になります。対価額ですが 10a あたり■■■■円ということで■■■■■■■■円になりました。長友保委員との共同あっせんです。以上です。

議長 ただ今、議案第 46 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

出口 1 番の一時貸付は心変わりをして買わないとなったらどうなるんですか。

事務局 一応、機構と確約書を取り交わしています。また、審査を受けたうえで

の契約となっています。

出口 わかりました。

議長 もし買わない、買えないということになったら、またうちが次を探さないといけないということになりますね。

議長 ほかに質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 46 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案 46 号については承認されました。

議長 次に、議案第 47 号「農用地利用集積等促進計画案（貸借件記載内容の変更）について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 からその 3 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 その 1 からその 3 については、中間管理事業における貸借権の契約期間内における耕作者変更の 3 件で、残りの 6 年 1 か月を契約することとなります。以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 47 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 47 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 47 号については承認されました。

議長 次に、議案第 48 号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 提案理由についてご説明いたします。議案第 48 号農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものでございます。以上です。

議長 それでは、その 1 からその 59 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 ご説明いたします。

農地中間管理事業の鬼付女地区ほか、個別案件で、賃貸借 40 件、使用貸借 19 件の計 59 件になります。以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 48 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 48 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 48 号については承認されました。

議長 以上で、令和 8 年 7 月 28 日開会の第 8 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。
これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和 8 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____